

寒川町選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法第48条の2第6項の読み替え規定による同法第40条第1項の規定により、期日前投票所を開く投票時刻を繰り下げる。

期日前投票所		繰り下げようとする時間
寒川町北部文化福祉会館ロビー	寒川町宮山2820番地の1	午前9時

令和8年1月27日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光